

みどり青申

第78号



一般社団法人
みどり青色申告会

会長 平野 稔

〒227-0064 横浜市青葉区田奈町13-17

電話 045-989-5011

FAX 045-989-5022

e-mail: midori-airo@nifty.com

ホームページ: 'みどり青色' で検索

編集 広報委員会



あおいろくん



新年のご挨拶



一般社団法人 みどり青色申告会
会長 平野 稔

令和2年年初にあたり、会員の皆様には佳年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、台風15号と19号と連続して関東などを襲い、8年前の東日本大震災の被害に及ぶ程の大きな風水害を受けました。被害に遭われた方々の早い回復を祈念し、お見舞い申し上げます。

例年通り、緑税務署の皆様、地方公共団体の皆様、友誼団体の皆様の多大なご指導、ご協力を賜りました。特に東京地方税理士会緑支部の皆様には、臨時税理士廃止に伴う横浜農協の会員に対する確定申告相談の派遣に特別な計らいを頂き有り難うございました。本年も変わらぬご友誼をお願い致します。

会員の皆様には、年途中での消費増税、特に軽減税率制度の対応と、ポイント還元に対し、複雑な経理処理と設備導入に、大変な気苦労をされたこととご推察申し上げます。わからない点については、早期に事務局をご利用下さい。

本年は、青色申告制度施行、青色申告会結成70周年を迎えます。税制では、令和2年分より基礎控除の見直しなど大幅な改正が実施されるため、昨年1月より創設された個人版事業承継税制と併せて、会員向けの研修会を開催していきたいと思っております。

結びにあたり、本年一年を通して、会員皆様のご健勝と事業のご発展を祈念申し上げます。



緑税務署
署長 堀澤 信一

新年明けましておめでとうございます。

一般社団法人みどり青色申告会の会員の皆様には、令和2年の新春を健やかに迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、区民まつりなどでの広報活動や、租税教室などの社会貢献活動により、正しい税知識の普及と納税道義の高揚にご尽力いただいておりますことに、改めて心から感謝申し上げます。

間もなく確定申告の時期を迎えます。本年もe-Taxの簡便化への対応などを含め、円滑な事務処理に取り組みながら、職員一丸となって、確定申告事務が円滑に推移するよう努めてまいりますので、相談会場における「青色コーナー」への従事、更なるICT申告の利用促進など、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、令和元年10月に消費税引上げと軽減税率制度が実施されており、私どもとしましては、確定申告を見据えた指導や丁寧な相談対応など、適切に取り組んでまいりたいと考えております。貴会におかれましても、会員の皆様に対する制度の定着に向けた対応など重ねてのご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びにあたりまして、新しい年が一般社団法人みどり青色申告会様の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄の年になりますよう、心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

令和元年分確定申告期間の事務局の対応について 【所得税・消費税】

◎所得税及び復興特別所得税の確定申告対応

期 間 **令和2年2月3日(月)～3月16日(月)**

受付時間 **平日 午前9時～11時 午後1時～3時30分**

※最終日3月16日(月)は、午前**11**時まで

※準備の都合上、朝は8時50分開場となります。ご了承ください。

持参する物 **3ページ目でご確認ください。**

各種相談会

① 土曜相談会 (※30年分から日曜相談会の対応中止)		
I	相談日	2月22日・29日・3月7日・14日
II	受付時間	午前9時00分～11時00分
② 出張相談会 (要事前申込)		
I	期 間	① 2月 4日(火) 芝信用金庫 鴨居支店 2F 会議室 ② 6日(木) J A 横浜 都筑中川支店 2F 会議室 ③ 10日(月) J A 横浜 新治支店 2F 会議室
II	開始時間 (目安)	午前：9時30分、10時30分、11時30分 午後：1時30分 ※ 来場時間の目安をお伺いします。
III	申 込	準備の都合上、 1月21日(火)迄に事務局宛にお申込ください。
IV	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・会場の駐車場はご利用になれません。(車でお越しになる場合は、お近くのコイン駐車場をご利用ください。) ・会計ソフト「ブルーリターンA」の相談および e-Tax の送信は出張会場では出来かねますので、ご了承ください。 ・当日、事務所(田奈)での相談は、混雑が予想されます。

◎消費税及び地方消費税の確定申告対応

対 象 者 **平成29年分の課税売上高が1,000万円超の方など**

期 間 **令和2年3月18日(水)～3月31日(火)** ※土日祝を除く

受付時間 **午前9時～11時 午後1時～3時30分**

持参する物 **3ページ目でご確認ください。**

そ の 他 所得税と同時のご相談はご遠慮いただいております。

※令和元年分の消費税の確定申告書は、課税取引を旧税率(8%)が適用されたものと新税率(10%と軽減8%)が適用されたものとに税率ごとに区分して記載(区分経理)した帳簿等に基づき作成する必要があります。

予約相談については、昨年10～11月末日の決算書作成準備相談会に来所され、決算・申告の準備が整っていると確認できた方を対象に、予約を受付致しました。(1月23日～2月29日)
予約の方を優先的に案内させていただきますことをご承知おきください。

注意！ 一回の相談時間は50分以内にさせていただきます。

令和元年分確定申告の際に持参するもの

チェック欄	区分	提出	名称	内容	
令和元年分所得税の確定申告					
<input type="checkbox"/>	決算		通帳・借入金残高	日々の実際有高と帳簿残高の金額を合わせて下さい。	
<input type="checkbox"/>			月別総括集計表 合計残高試算表	月間、年間合計は必ず記入して下さい。	
<input type="checkbox"/>			令和元年末棚卸明細	年末に商品等の在庫がある方は棚卸しを行い、期末在庫の明細書を作成のうえ、金額を合計して下さい。	
<input type="checkbox"/>	消費税	○	令和元分の決算書 (提出用・控え用)	控用決算書に月別の売上、必要経費の科目ごとの合計額を記入して下さい。 注意：前年e-Taxで送信した方、送付不要とされた方には届きません。	
<input type="checkbox"/>			令和元年分の確定申告書	下書き用申告書(手引きの最終ページ)の分かる箇所を記入して下さい。 注意：前年e-Taxで送信した方、送付不要とされた方には届きません。	
<input type="checkbox"/>	所得税の確定申告	○	確定申告のお知らせハガキ 又は納付書同封お知らせ通知書	令和2年1月下旬に送付された場合は、忘れずにご持参ください。 ※税務署から送付された書類は全てお持ちください。	
<input type="checkbox"/>			源泉徴収票(公的年金など含む) 支払調書	給与・報酬支払い元の会社より送付されます。 公的年金額改定通知書ではございません。 年金は令和2年1月末頃に日本年金機構より、個人年金は生命保険会社等より送付されます。	
<input type="checkbox"/>			医療費の明細書又は通知書 (領収書提出には要封筒用意)	領収書の提出に代えて専用の明細書に記入し添付することになりました。明細書は「医療を受けた方の氏名」、「病院、薬局などの支払先の名称」毎に合計し記入できます。(令和元年分までは領収書の提出でも可。)	
<input type="checkbox"/>			国民健康保険	令和2年1月末頃に区役所よりハガキが送付されます。(平成31年、令和元年中に支払った保険料が不明の場合には、事前に区役所へお問い合わせ下さい。)	
<input type="checkbox"/>			国民年金(年金基金) 保険料控除証明書	令和元年11月上旬に日本年金機構より送付されます。添付が義務となっていますので、ハガキが見当たらない場合には日本年金機構へご請求ください。	
<input type="checkbox"/>			小規模企業共済支払証明書	中小企業基盤整備機構より令和元年12月初旬にハガキが送付されます。	
<input type="checkbox"/>			生命・地震保険料控除証明書	保険会社より送付されます。	
<input type="checkbox"/>			配偶者の所得確認書類の写し	配偶者特別控除の適用がある場合には、配偶者の源泉徴収票等の書類をご持参下さい。 注意：高額所得者を除き、38万満額控除の要件が緩和されました。	
<input type="checkbox"/>			○	その他必要な物(証明書など)	寄付金控除証明書 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書等
<input type="checkbox"/>			署名		はんこ
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード	e-Taxで申告をする方(代理送信する方は除く) 注意：住基カードで申告していた方は、平成30年12月で電子証明書が失効しています。			
<input type="checkbox"/>	暗証番号(パスワード)・利用者 識別番号等を控えた用紙	e-Taxで申告をする方 注意：マイナンバーカードの利用には、数字4桁とアルファベット+数字の2種類のパスワードが必要です。自己管理の方は忘れずお持ち下さい。			
<input type="checkbox"/>	納税		納付書(所得税・消費税)	所得税・消費税の振替納税をご利用でない場合に、税務署より送付されます。	
<input type="checkbox"/>			還付先口座	所得税・消費税が還付となる場合には、還付先の口座がわかるもの(屋号のない、申告者ご本人名義の口座に限ります)	
<input type="checkbox"/>	その他		前年分、前々年分の申告書、 決算書	確定申告書(控)・決算書(控)	
<input type="checkbox"/>			決算までの自己チェック表	本紙の6,7ページです。	
<input type="checkbox"/>			帳簿類	ブルーリターンAをご利用の方は、令和元年12月末まで入力済のデータ(USBメモリ等)、または入力しているPC本体	
<input type="checkbox"/>			車両などの売買契約書等	令和元年中に車など資産の購入、買換えがあった場合	

平成28年分の確定申告より、**マイナンバーを記載**することになっております。(※1)
書面提出(e-Tax以外)の場合は、本人確認書類の添付が必要です。(※2)

※1 納税者のマイナンバー以外に、控除対象配偶者や扶養親族(16歳未満を含む)、事業専従者のマイナンバーについても、記載が必要です。
 ※2 本人確認書類の添付は、納税者本人以外の控除対象配偶者や扶養親族(16歳未満を含む)、事業専従者については不要です。



 …所得税
 …消費税

スケジュール

受付時間 午前9:00～11:00
 午後1:00～3:30

1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6 業務開始	7	8	9	10	11 土曜開所日 (予約制)
12	13 成人の日	14	15	16 職員・パート研修会 のため午後閉所	17	18
19	20 源泉所得税 納付の期限(特例)	21 出張相談会 申込締切日	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 所得税の対応開始	4 出張相談会 (芝信用金庫鶴居支店)	5	6 出張相談会 (JA 横浜都筑中川支店)	7	8
9	10 出張相談会 (JA 横浜新治支店)	11 建国記念の日	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22 午前中のみ受付
23 天皇誕生日	24 振替休日	25	26	27	28	29 午前中のみ受付

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7 午前中のみ受付
8	9	10	11	12	13	14 午前中のみ受付
15	16 所得税最終日 AM11時受付終了	17 特別休暇	18 消費税の対応開始	19	20 春分の日	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31 消費税最終日				

会計ソフト「ブルーリターンA」をご利用の皆さまへ

★ブルーリターンA 2020バージョンアップ版ソフトを必ずインストールしてください。

・バージョンアップを行うことで、データが消えることはありません！！

「インターネット環境でのご利用(推奨)」に設定された方は、インターネットを介した『自動ダウンロード方式』(1月8日以降公開)となります。(未設定の方は、1月中旬～下旬頃CDが送付されます。)

★納税者本人、控除対象配偶者、扶養家族(16歳未満も含む)、事業専従者のマイナンバーがわかるものをご持参下さい。

印刷またはe-Tax送信の直前に入力していただきます。(機密情報につき、バックアップデータなどには保存されません)

★令和元年12月末までの入力済データ(USBメモリ等)もしくはパソコンをご持参ください。

(USBなどのデータでご持参の方は、確実にバックアップを行って下さい。)

★指導料、決算書等の印刷代について

・指導料 1時間を超えた場合 1,000円

・決算書、申告書印刷代(提出用、控用) 併せて一律 1,000円(e-Tax送信者を除く)

※Windows 7をご利用中の方

2020年1月14日をもって、マイクロソフト社によるWindows7のサポートが終了します。ブルーリターンAの動作保証も同日をもって終了となりますので、動作環境を満たしたパソコンへの移行をお願いいたします。

注意事項等

- ①確定申告期間の記帳や入力のご相談については作成状況により応じかねますので、予めご了承ください。
- ②土地・建物・株式の譲渡所得、贈与については、当会では申告相談を受付けておりません。必ず事前に税務署や税理士にご相談の上、事務所へお越しください。
- ③決算書・確定申告書は自計・自書が原則です。必ずご自身で内容をお確かめの上、提出くださいますようお願い致します。また、提出後の内容の再確認も併せてお願い致します。提出後の申告書・決算書に不備があっても当会では一切責任を負うことが出来ません。
- ④FAX(989-5022)、eメール(midori-aoiro@nifty.com)での相談の回答には時間がかかることもありますのでご了承ください。
- ⑤3月17日(火)はお休みさせていただきます。

緑税務署から確定申告のお知らせ

◎令和元年分の確定申告【申告・納付の期限等】

所得税及び復興特別所得税 **2月17日(月)～3月16日(月)**

贈与税 **2月3日(月)～3月16日(月)**

個人事業者の消費税及び地方消費税 **3月31日(火)まで**

納税は振替納税が、安全・便利です

所得税及び復興特別所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、口座振替が利用できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



◎医療費控除の手続きが変わりました！

平成29年分の確定申告から、領収書の提示又は提出の代わりに“医療費控除の明細書”の添付が必要となりました。詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

◎申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

税務署へ提出する都度、マイナンバーの記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

※ご自宅等からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

会員の皆さまは、みどり青色申告会の事務所でご相談ください。

決算書作成で注意したい

CheckPoint!



事業所得編



売上 (収入) 金額	チェック
<ul style="list-style-type: none"> ●未収入の売上 (売掛) の計上漏れはありませんか？ ➔実際に代金を受け取っていなくても、年内に金額の確定したものは売上とします。 	
<ul style="list-style-type: none"> ●飲食業や小売業などで商品を扱っている方は、家事 (事業) 消費を計上していますか？ ➔仕入れた商品・材料を家事 (事業) で消費したときには売上金額 (自家消費) に加算します。(通常販売価格の70%又は仕入金額のいずれが多い額) 	
<ul style="list-style-type: none"> ●所得税が源泉徴収される売上を手取り額で計上していませんか？ ➔所得税が源泉徴収される前の金額によって計算し、源泉所得税は確定申告で精算します。 	
仕入金額	チェック
<ul style="list-style-type: none"> ●未払いの仕入 (買掛) の計上漏れはありませんか？ ➔売上と同様に納品を受けているものは、代金が未払いでも仕入金額に加算します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ●年末の棚卸は行いましたか？ ➔年末に商品・材料ごとに棚卸を行い、棚卸表を作成します。 数量と最終仕入原価を掛け合わせて計算した金額は、売上原価から除きます。 	
必要経費	チェック
<ul style="list-style-type: none"> ●家事上の費用 (所得税、住民税、健康保険料、罰金など) を経費にしていませんか？ ➔必要経費になりません。 ただし、税金のうち、個人事業税や消費税 (税込経理の場合) は経費となります。 	
<ul style="list-style-type: none"> ●家事関連費 (水道光熱費、地代家賃、通信費、車両関係費等) が全額経費になっていませんか？ ➔全額を経費に含めている場合には、家事使用分を按分するなどして経費から除きます。 	
<ul style="list-style-type: none"> ●車などのローンの返済額が計上されていませんか？ ➔元本部分は経費に計上できません。取得価額により減価償却費の計算を行います。 	
<ul style="list-style-type: none"> ●減価償却の計算は正しくされていますか？ ➔10万円以上の備品や機械などは、減価償却費の計算が必要です。 	
<ul style="list-style-type: none"> ●専従者給与は適正ですか？ ➔専ら事業に従事していること、届出額の範囲内で、従事内容や他の使用人の給与などから見て妥当な額を実際に支払っていることが要件です。 	

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主 (共同経営者を含む) または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者 (一定の資格者) の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください



☑ 誤りやすい事項を抜粋してみましたので、確認にご利用ください。

不動産所得編



賃貸料	チェック
<ul style="list-style-type: none"> ● 契約等で年内に受け取ることになっている未収家賃の計上漏れはありませんか？ → 実際に代金を受け取ってなくても、その年の賃貸料に計上します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 預り敷金のうち、入居者退去などに合わせて返還不要となった部分の計上漏れはありませんか？ → 収入金額のうち、その他収入に計上します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 自販機設置の手数料収入、電柱の土地賃貸料などはありますか？ → 建物の賃貸でなくとも、不動産の収入として考えます。 売電収入があった場合も収入に計上します。(貸付部分以外は雑所得へ計上) 	


必要経費	チェック
<ul style="list-style-type: none"> ● 貸付部分以外（ご自宅など）の固定資産税や修繕費用が計上されていませんか？ → 家事使用分を按分するなどして、ご自宅部分などは経費から除きます。 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 修繕費のうち、20万円以上の支出はありませんか？ → 資産価値を高める改修工事等として、減価償却費の計算が必要な場合があります。 詳細は事務局までご相談ください。 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 火災（地震）保険料のうち保険期間10年（5年）などの、保険料はありませんか？ → 保険期間が1年契約でないものは、月割計算を行います。 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 借入金利子は適正ですか？ → 元本の返済額は経費にできません。貸付部分の利子のみ計上します。 また、損失がある場合、損失の金額に土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する部分がある場合、その部分は不動産所得以外の所得との損益通算はできません。 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業的規模（5棟10室以上）がないのに専従者給与を計上していませんか？ → 他に事業所得がなく、事業的規模がない場合には専従者給与は計上できません。 	

記入漏れなどを防ぐために、前年分と見比べることが重要です。
確定申告の際には前年分、前々年分の決算書・申告書の控をご持参ください。

◎ 詳細や、その他のチェック事項につきましては事務局までお問い合わせください。

会員のお店紹介 随時募集しておりますので事務局までご連絡下さい（初回無料）

靴修理
時計電池交換
合カギ作製、他色々やっています！



ミスターミニット東急百貨店たまプラーザ店
最寄駅/たまプラーザ駅（田園都市線）
住所/横浜市青葉区美しが丘1-7 東急百貨店たまプラーザ店 1F
TEL/045-903-2374 営業時間/10:00-20:00 定休日/不定休

ミスターミニットたまプラーザ店

掛金に国の助成が受けられる！

中退共
CHU-TAI-KYO
中小企業退職金共済事業本部

- 国の制度だから安心
- 掛金は全額非課税
- 外部積立型で管理が簡単
- パートさんの加入もOK

詳しくはホームページをご覧ください。

<http://chutaikyo.laisyokukin.go.jp/>

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211



令和元年度 納税表彰受彰報告

(日程順)

神奈川県知事表彰

令和元年11月1日(金) 於：神奈川県庁
手倉森 忠 行 氏 (副会長)

横浜市納税奨励表彰

令和元年11月12日(火) 於：横浜市長公舎
戸 澤 明 氏 (副会長)

青葉区納税奨励表彰

令和元年12月11日(水) 於：青葉区役所区長室
相 益 代 氏 (副会長)

納税表彰式

令和元年11月22日(金) 於：メロンディアあざみ野

【緑税務署長表彰】

久高 勝 氏 (副会長) 笈川 裕幸 氏 (理 事)

【緑税務署長感謝状】

小玉 健三 氏 (副会長) 小林 覚 氏 (理 事)

【一般社団法人みどり青色申告会会長表彰】

田村 昭 氏 (理 事) 池邊 雅章 氏 (理 事)
高梨 恒夫 氏 (組織拡大委員会 副委員長)



(一社)みどり青色申告会 会長表彰

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁の共催の募集により、本年度、緑税務署管内では中学校22校から2,868編の応募がありました。

当会からは、横浜市立谷本中学校3年 内田颯々花さんの作文を11月22日(金)納税表彰式にて表彰致しました。

題名『適正な申告納税の起源』

「青色申告」という言葉が気になったことをきっかけに、青色申告制度の誕生から、名前の由来、特典、対象者まで詳しく調べており、将来はご自身も青色申告を活用して適正な納税をしたいという素晴らしい作文でした。

中学生の

税についての
作文



Aflac アフラック

＜一般社団法人みどり青色申告会担当＞
がん・医療福利厚生制度 募集代理店

株式会社 マイペース

0120-788-766

〒226-0011 横浜市緑区中山1-27-6 シロタ中山ビル2F
TEL 045-938-6070 FAX 045-938-6072
URL <https://mypace.co.jp/> E-mail sales@mypace.co.jp

(一社)みどり青色申告会の

葬儀支援サービス

新たな手続きは不要!

制度運営 株式会社全国儀式サービス

正会員の特典

葬儀費用の負担を軽減

一般的な葬儀に必要な品目やサービスを「基本セット」(首都圏平均50万円)として**24万円(税別)**でご利用になれます。*2018年7月からご利用料金が変わりました。

24時間365日、お電話1本で全国のご葬儀を手配

事前のご相談も承ります。



0120-421-493

この制度は、事前にお電話いただかないとご利用になれません。

(一社) 入会しただけではもったいない

みどり青色申告会を 使いこなそう!

確定申告時期のあるある

- ① 持ち物忘れ、バックアップができていない
→ 再来所し、受付のしなおい。
- ② 計上漏れ
申告終了後、戻って確認したら経費の計上漏れ、控除関係の漏れに気づいた。
→ 修正のため、再来所。

持ち物忘れを防ぐためには

「決算書作成で注意したいチェックポイント(本号P6-7)」や「確定申告の際に持参するもの(本号P3)」を利用して、事前に確認、チェックをしましょう!

計上漏れを防ぐためには

申告当日に昨年、一昨年の決算書、申告書の控えを必ず持参し、提出前に見比べることが重要です!

ご相談、お問い合わせは事務局まで

わが街百景

田園調布
(東京都)

～私のふるさと～

私が生まれ育ったのは地名こそ田園調布であるが、実際には隣駅の多摩川園前駅に程近い場所に実家は在った。大正14年開園の多摩川園遊園地は当時としては珍しく、普段は閑静な住宅街の駅であったが、日曜、祝日ともなると昭和30年代でも都内、神奈川県各所からのたくさんの家族連れで賑わっていた事を思い出す。しかしこの遊園地も1979年に役目を終えて55年の歴史が閉じられ、駅名だけは暫く残っていたが、いつしか多摩川駅に改名された。でも私にとってはこの遊園地の存在より、中原街道が多摩川を渡る「丸子橋」近辺の河原での思い出の方がいっぱい残っている。学校から帰ったらランドセルを縁側に放り投げ、自転車にバット、グローブを縛って河原に集合、日が暮れるまで野球、釣り、芝ソリと毎日遊ぶ材料には事欠かなかった。ある日、巨人軍多摩川グラウンドに凄い新人がいるとの噂で、いつもの悪童全員で親に内緒で少し離れているグラウンドに遠征して、練習を眺めていた。(因みに、その時の新人が後のミスタージャイアンツである。)

帰りがすっかり遅くなってしまい、暗い土手を必死に自転車をこいでやっと遠くに見馴れた3連アーチ型の丸子橋が見えて来た時は本当に嬉しかった。



旧丸子橋 (現在は2連アーチ型)

(青葉区)大西英二

ふるさと自慢募集中! ぜひ事務局までご連絡ください

租税教室を開催!



荇子田小学校 6年生 (11月27日(水))
奈良の丘小学校 6年生 (11月29日(金))

黒須田小学校 6年生 (2月19日(水))
鴨志田第一小学校 6年生 (2月20日(木))



小学生に税の大切さについてしっかり考えてもらうため、例年、青年部員が講師のもとで租税教室を開催しています。世界の消費税率やその他の様々な税金の種類とその使いみち、納め方などを勉強し、生徒たちに税のしくみについて学んでもらっています。

青年部では地域の小学生へ向けた租税教育のほかにも、様々な活動を行っています。部員募集中!

税制改正要望集会

去る11月20日、永田町自民党本部において、全国青色申告会税制改正要望集会が開催され全国より300名を超える役員の方々が集まり、国会議員へ青色事業主勤労所得控除の早期実現、消費税制度簡易化などを要望しました。

これに先立ち、当会が全国青色申告会総連合の指名を受け、永島局長が壇上に上がり、当会の会勢拡大の取組について、会の方針を発表しました。大変立派な講演で全国に当会をアピールいたしました。

今後とも皆様方のご理解とご協力を宜しくお願いします。



(副会長 戸澤明)

|| 専門家による無料個別相談会のご案内 ||

※お申し込み、お問い合わせは
事務局 (TEL:989-5011) まで。

税理士による税務相談会

完全予約制

相談日

会場 青色申告会事務所

日々の記帳以外の土地・建物等の譲渡、相続や贈与、法人成、住宅借入金等特別控除(初年)等のご相談をお受けしております。

※ご予約は日程の1ヶ月前より承ります。

1月 7日(火) 9:30~、10:30~、11:30~

1月 17日(金) 13:00~、14:00~、15:00~

4月 20日(月) 9:30~、10:30~、11:30~

※ご希望の時間をお選びください。(各50分程度)

不動産に関する相談

随時お申込制

相談時間: 50分 ※令和2年1月以降、随時お申込制に変わりました。

空室、建物改善、滞納等の賃貸経営における問題から、相続、土地活用などの不動産に関するご相談をお受けしております。

弁護士相談

随時お申込制

相談時間: 30分

当会顧問弁護士であり青年部員でもある波戸岡光太弁護士をご紹介します。
ご相談は取引・代金トラブル、離婚、相続、交通事故、不動産関係など、幅広く承ります。(初回無料)

※相談は事務局へお申し込みいただきます。その後、日時や場所の詳細を相談員と直接調整していただきます。
※相続税など税金のご相談は、上記、税務相談会をご利用ください。



ご報告

◎令和元年度 第5回理事会

日時: 令和元年11月25日(月)午後6時30分~

場所: 青葉区区民交流センター

出席: 理事18名、監事3名

議題:

- 報告事項1: 納税表彰者報告
- 2: 職務の執行状況報告
- 3: ブロック・委員会・部会・支部からの報告

- 協議事項1: ホームページ改修について
- 2: 特別委員会の設置について

審議事項1: 令和元年度中間収支報告・監査報告

審議事項は採決により承認されました。



今後の予定

令和2年

1月5日(日) 迄 年始休暇のため、事務所閉所

11日(土) 土曜日開所日

16日(木) 午後 職員研修の為、事務所閉所

20日(月) 源泉所得税納付の期限(7~12月分)
※納期の特例適用者

21日(火) 賀詞交歓会

(31日(金) 給与支払報告書提出締切)

3月 16日(月) 所得税の確定申告提出、納付期限

17日(火) 特別休暇の為、事務所閉所

3月 31日(火) 消費税の確定申告提出、納付期限

4月 21日(火) 所得税口座振替日(振替納税の方)

23日(木) 消費税口座振替日(振替納税の方)

27日(月) 年会費引落日

車で事務所に来所される方へ



当会の駐車場は、
高架下の6台のみです。

近隣からの苦情が
でております。

絶対に路上駐車しないでください

編・集・後・記

新年あけましておめでとうございます。

令和になり初めての年始になります。

昨年は新天皇の御即位があり、おめでたいこともございましたが、災害の多い年でもありました。

「禍福は糾^{あざな}える縄^{こと}の如し」という諺がござい
ますが本年は穏やかで落ち着いた年になってもらいたいものですね。



広報委員 津川 武嗣